

新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金（大規模施設等） Q & A

No.	対象	テーマ	Q	A												
Q1	大規模	支給要件	<p>協力金の支給対象となる大規模施設とはどのような施設（店舗）ですか？</p>	<p>申請にあたって次の要件を全て満たし同意する施設です。</p> <p>(1) 栃木県内において営業している、建築物全体の床面積が1,000㎡を超える要請対象施設の運営事業者であること。（国及び地方公共団体その他これに類する法人を除く。）</p> <p>(2) 要請期間中のすべての日で要請に応じた運営事業者であること。</p> <p>(3) 要請以前から午後8時（イベント開催時及び映画館は午後9時）を超えて営業を行っていたが、県の要請に応じて、要請期間の全期間を通して午後8時（イベント開催時及び映画館は午後9時）までに営業時間を短縮したこと。</p> <p>(4) 酒類の提供（利用者による持込を含む）、カラオケ設備の使用、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等について、下表（*1）のとおり要請に応じたこと。</p> <p>(5) 催物（イベント等）を開催した場合、特措法第24条第9項に基づき要請された開催制限と同一の人数要件及び収容率等を遵守したこと。</p> <p>(6) 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底や「会話する＝マスクする」運動への参加等、感染拡大防止のための適切な取組を実施していること。</p> <p>(7) 「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」を実施していること。</p> <p>(8) 要請対象月に、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、ARTS支援事業、栃木県地域企業事業継続支援金や飲食店等に対する時短協力金等の支給を受けていないこと。</p> <p>(9) 代表者、役員、従業員又は構成員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下、「暴力団等」とします。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。</p> <p>(*1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>まん延防止等重点措置（8/8～8/19）</th> <th>緊急事態宣言（8/20～9/30）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酒類の提供（利用者による持込を含む）</td> <td>自粛すること</td> <td>行わないこと</td> </tr> <tr> <td>カラオケ設備</td> <td>利用の自粛に協力すること</td> <td>使用しないこと</td> </tr> <tr> <td>入場整理等</td> <td>入場整理等を徹底し、その旨をホームページ等により周知すること（協力依頼）</td> <td>人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を徹底すること</td> </tr> </tbody> </table>		まん延防止等重点措置（8/8～8/19）	緊急事態宣言（8/20～9/30）	酒類の提供（利用者による持込を含む）	自粛すること	行わないこと	カラオケ設備	利用の自粛に協力すること	使用しないこと	入場整理等	入場整理等を徹底し、その旨をホームページ等により周知すること（協力依頼）	人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を徹底すること
	まん延防止等重点措置（8/8～8/19）	緊急事態宣言（8/20～9/30）														
酒類の提供（利用者による持込を含む）	自粛すること	行わないこと														
カラオケ設備	利用の自粛に協力すること	使用しないこと														
入場整理等	入場整理等を徹底し、その旨をホームページ等により周知すること（協力依頼）	人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を徹底すること														

No.	対象	テーマ	Q	A
Q2	大規模	支給要件	要請の対象外となるのはどのような施設ですか？	以下の施設は要請の対象外となります。 ・生活必需物資（食料品、衣料品、医薬品）販売店 ・生活必需サービスを提供する施設
Q3	大規模 テナント	支給要件	時短要請の対象となる大規模施設で飲食事業を営んでいますが、飲食店に対する協力金と、大規模施設等に対する協力金を重複して受け取れますか？	重複して支給を受けることはできません。 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている飲食店・喫茶店等（宅配、テイクアウト等を除く）飲食店等については、飲食店等に対する営業時間短縮協力金の対象となります。
Q4	テナント	支給要件	協力金の支給対象となるテナント・出店者とはどのような店舗等ですか？	申請にあたって次の要件を全て満たし同意する、飲食店以外の店舗等です。 (1)要請に応じている大規模施設から、その一部区画を賃借して出店しているテナント事業者であること。 (2)当該大規模施設が応じている要請期間に準じて、同様の営業時間の短縮を実施したテナント事業者であること。（当該大規模施設が要請に応じていない場合は「対象外」です。） (3)申請に当たって、協力金の支給対象となる大規模施設に求められるQ1の（2）～（9）全ての要件を満たし、同意すること。
Q5	大規模	支給要件	床面積が1,000平方メートルを超えているか否かは何に基づいて判断するのですか？	登記事項証明書（建物）、その他これに類する書類に記載されている床面積で判断します。

No.	対象	テーマ	Q	A
Q6	大規模	支給要件	生活必需物資の区画を除くと1,000平方メートル以下になる施設は対象となりますか？	建築物全体の床面積が1,000平方メートルを超える場合は対象となります。（生活必需物資等の区画を含める） ただし、支給金額算出の基礎とする「自己利用部分面積」には、原則として生活必需物資の販売等を行っている区画分は含まれません。
Q7	大規模	支給要件	施設内の全てのテナント（生活必需物資販売店舗を除く）に対し休業要請を行ったが、一部のテナントが応じない場合に協力金は支給されるのですか？	建築物の床面積が1,000平方メートルを超える大規模施設の管理権限を有する運営事業者が、時短営業する旨を各テナントに通知し、当該施設自体が時短営業している事実が確認できれば、一部のテナントのみが応じない場合でも、支給の対象となります。
Q8	大規模	支給要件	ゴルフ練習場の打席部分は、時短要請対象施設かどうかの判断基準となる『建築物の面積』に含まれますか？	屋根及び柱若しくは壁を有するゴルフ練習場打席部分は、時短要請対象施設かどうかの判断基準となる『建築物の面積』に含まれます。
Q9	大規模	支給要件	ゴルフ場のゴルフコース部分は、時短要請対象施設かどうかの判断基準となる『建築物の面積』に含まれますか？	ゴルフコース部分は、時短要請対象施設かどうかの判断基準となる『建築物の面積』に含まれません。

No.	対象	テーマ	Q	A
Q10	テナント	支給要件	店舗面積が100平方メートル未満のテナントは、支給対象となりますか？	店舗が100平方メートル未満の場合は100平方メートルとみなすので、対象となります。
Q11	テナント	支給要件	要請対象施設内で生活必需物資の販売等を行うテナントは協力金の対象外ですか？	要請対象大規模施設が時短営業することにより、やむを得ず時短営業することになった場合は、業種を問わず支給対象となります。 なお、テナントとして入居する飲食店等については、飲食店に対する時間短縮協力金の対象となり、本協力金の対象外となります。
Q12	テナント	支給要件	要請期間途中で期間限定の店舗（物産展など）を営業する予定でしたが、協力金の対象となりますか？	契約に基づき期間限定の店舗を設ける予定を有していたが、要請を受けて実際に設けることができなかった場合も対象となります。
Q13	テナント	支給要件	大規模施設内で継続的に行っている移動営業車はテナント事業者等協力金の対象となりますか？	対象大規模施設との契約に基づき、当該施設内で継続的に営業を行っている移動式店舗も、テナント・出店者に対する時間短縮協力金の対象となります。

No.	対象	テーマ	Q	A
Q14	テナント	支給要件	要請に応じていない施設内のテナントが時短営業した場合、協力金の対象ですか？	テナント・出店者に対する時間短縮協力金の支給対象となるのは、県の要請に応じた大規模施設内のテナント・出店者です。 時短営業を行っていない大規模施設は協力金の支給対象とならないため、当該施設内のテナント・出店者も協力金の支給対象にはなりません。
Q15	テナント	支給要件	要請に応じた大規模施設運営者が協力金の申請をしなかった場合、施設内のテナントにも協力金は支給されないのですか？	大規模施設が要請に応じたことに伴い営業時間を短縮したテナント・出店者は、協力金の支給対象となります。 ただし、大規模施設が協力金の申請をしない場合は、大規模施設の床面積が1,000㎡を超えることを確認できる書類（登記事項証明書、面積表など）を別途ご提出いただく必要がありますので、大規模施設の運営事業者と調整の上ご準備ください。
Q16	テナント	支給要件	大規模施設内の飲食店（20時以降営業）が、施設の時短により20時以降営業できない場合、協力金は支給されますか？	通常20時以降まで営業する飲食店については、本協力金ではなく、飲食店向けの時短協力金の支給対象となります。
Q17	テナント	支給要件	要請対象である大規模施設の中に1,000平方メートルを超えるテナントが存在する場合、当該テナントは大規模施設として申請することは可能ですか？	大規模施設として県の要請に協力しており、その他支給要件等を満たしている場合は、大規模施設として申請することも可能です。いずれかを選択の上申請してください。

No.	対象	テーマ	Q	A
Q18	大規模テナント	支給要件	自主的に要請時間の午後8時より早く店を閉めています。この分も支給対象となりますか？	県の営業時間短縮要請を超えて営業時間短縮した部分については含まれません。 【例】通常夜10時まで営業しているが、要請期間中は夜7時で閉店とする場合 ○午後10時－午後8時＝2時間 ×午後10時－午後7時＝3時間
Q19	大規模テナント	支給要件	申請するには、要請の全期間で営業時間短縮をしている必要がありますか？	対象期間の全期間で要請に応じていただく必要があります。1日でも応じない日があった場合は協力金の対象にはなりません。
Q20	テナント	支給要件	ATM・自動販売機・コインロッカー等はテナントとして支給の対象になりますか？	ATM、自動販売機、コインロッカー等の無人販売・サービス機器は原則テナント等店舗とみなしません。
Q21	大規模テナント	支給要件	国や県の他の協力金等と、本協力金を併給することは可能ですか？	要請対象月に、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、ARTS支援事業、栃木県地域企業事業継続支援金を受給している場合は、本協力金の支給対象外となります。また、飲食店等に対する時短協力金の対象となる店舗等についても、本協力金の対象外となります。
Q22	テナント	支給要件	1,000平方メートル超の大規模施設に入居する保険代理店です。保険代理店としては時短要請の対象外ですが、大規模施設の時短により、やむを得ず時短することになりました。こうした場合、協力金の対象となりますか？	時短要請対象外となっている業種のテナントであっても、今回のケースのように、大規模施設全体が県の要請に応じ時短又は休業したことに伴い、店舗の営業ができない状況であった場合は、支給の対象となります。 ※美容室などその他の生活必需サービスも同様です。

No.	対象	テーマ	Q	A
Q23	テナント	支給要件	テナントの定義は何ですか？	要請対象大規模施設（イベント関連施設含む）の区画を契約に基づき賃借又は分譲を受けて、自己の名義等で出店し、一般消費者向けに、当該要請対象大規模施設の運営者に対して一定の自立性を持って事業を営む店舗のことを指します。
Q24	大規模	申請	「大規模施設の所有者から委託を受けて運営管理をしている法人」「複数のテナントで構成する商業ビルの管理組合」は大規模施設の申請者になりますか？	「大規模施設の運営により収益を得る事業を行う者」かつ「当該施設の管理権等、休業・営業時間短縮を決定する権限を有し、これにより休業・営業時間短縮を決定した者」の双方の要件を満たす者であれば、申請いただけます。
Q25	大規模	申請	公的施設は対象となりますか？	国及び地方公共団体、その他これに類する法人である独立行政法人等は支給の対象外です。これらが施設管理権等を有している施設の指定管理者も支給の対象外です。
Q26	大規模	申請	大規模施設運営事業者に対する協力金の申請者は、施設の所有者ですか、運営事業者ですか？	施設全体の営業時間の短縮等を判断する管理権限を有する者が大規模施設運営事業者に対する協力金の申請者です。
Q27	大規模テナント	時短率	「時短率」とは、どのように算定するのですか？	「時短率」は、「要請に応じて短縮した時間」÷「通常の営業時間」で計算します。 なお、上記の「要請に応じて短縮した時間」は、午後8時以降の時間に限りません。（Q16参照） 【例】 通常の営業時間：午前10時から午後10時（12時間） 要請期間中の営業時間：午前10時から午後8時（2時間短縮） 時短率 = 2時間 / 12時間 = 1 / 6

No.	対象	テーマ	Q	A
Q28	大規模テナント	時短率	営業時間の短縮ではなく、休業した場合でも協力金の対象となりますか？	<p>要請期間の全期間を休業した場合も協力金の対象となります。</p> <p>ただし、要請はあくまで「午後8時までの営業時間短縮」であるため、時短率の算定にあたっては、以下のとおりとなります。</p> <p>【例】通常の営業時間が午前10時から午後10時まで営業する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午後8時に営業時間を短縮した場合時短率 = 2時間 / 12時間 = 1 / 6 ・休業した場合時短率 = 2時間 / 12時間 = 1 / 6 <p>* いずれも午後8時から午後10時までの2時間が対象</p>
Q29	大規模テナント	時短率	営業時間を明確に定めていない場合、時短率の計算はどのようにしたらよいですか？	<p>実態に応じ、平均的な通常の営業時間から算定してください。</p>
Q30	大規模テナント	営業時間	「通常の営業時間」とは何ですか？	<p>対外的に告知されている営業時間で判断します。</p>
Q31	大規模テナント	営業時間	「通常の営業時間」等に分単位の端数がある場合、どのように取り扱うのですか？	<p>営業時間に分単位の端数がある場合、30分以下は「0.5時間」、30分超60分未満は「1時間」とみなします。</p>
Q32	大規模	自己利用面積	大規模施設の名義でフードコート等の飲食店営業許可を取得している場合でも大規模施設として協力金は支給されますか？	<p>支給されます。その場合、飲食店営業許可を取得している飲食店部分（※）を除いた面積が自己利用面積となります。</p> <p>（※飲食店等に対する時間短縮協力金の対象となっていない宅配・テイクアウトサービスの区域を除く。）</p> <p>なお、「フードコートの客席部分」は、テナント等に賃貸している部分でなければ、大規模施設の自己利用部分面積に含まれます。</p>

No.	対象	テーマ	Q	A
Q33	大規模 テナント	自己利用面積	<p>「自己利用部分面積」とは何ですか？ また、どのように算定するのですか？</p>	<p>「自己利用部分面積」とは、大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分であって、営業時間短縮要請に応じて休業又は営業時間短縮を行っている部分の面積（生活必需品売り場を除く。）を指します。</p> <p>具体的には、以下のとおりです。</p> <p>（１）大規模小売店舗立地法の適用がある施設（ショッピングセンター等） 以下の面積を合計してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗立地法第２条第１項の店舗面積（注１） ・大規模小売店舗の屋内に存する、集客を目的とした催事や移動式店舗の出店等に用いられている実績がある広場や通路の面積 <p>（注１）小売業（飲食店業を除く。物品加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積。 なお、大規模施設運営事業者が、以下の事業者に賃貸、分譲、分配している区画の面積は除外します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テナント面積 ・自ら生活必需品の販売等を行う店舗の面積 ・特定百貨店店舗の面積 <p>（２）大規模小売店舗立地法の適用がない施設 建築物の床面積（ホテル又は旅館については、集会の用に供する部分の面積）から、以下の面積を除外した面積を計上してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路 ・休憩室（間仕切り等で区分された部分）、公衆電話室、便所、露天駐車場 ・一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室・倉庫 ・その他、当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分

No.	対象	テーマ	Q	A
Q34	大規模 テナント	自己利用面積	「自己利用部分面積」が1,000㎡に満たない場合、協力金の対象外になりますか？	建築物全体の床面積が1,000㎡を超えていれば、自己利用部分面積が1,000㎡未満でも協力金の対象となります。 自己利用部分面積の取扱は以下のとおりです。 (1) 自己利用部分面積が1,000㎡未満の場合 1,000㎡未満の自己利用部分面積を切り上げ、1,000㎡として計算します。 【例】自己利用部分面積が940㎡の場合⇒1,000㎡ (2) 自己利用部分面積が1,000㎡超えの場合 1,000㎡未満の自己利用部分面積を切り捨て、1,000㎡単位で計算します。 【例】自己利用部分面積が2,300㎡の場合⇒2,000㎡
Q35	大規模	自己利用面積	大規模施設の自己利用面積が、テナントを除いて0㎡の場合でも協力金は支給されますか？	自己利用部分面積が1,000㎡未満の場合は1,000㎡とみなし、協力金を支給します。
Q36	大規模	自己利用面積	大規模施設が自ら施設内で営業する飲食店について、自己利用部分面積に含めてよいですか？	飲食店の協力金の支給対象となる施設は、自己利用部分面積から除きます。(別途、飲食店の協力金を申請してください。)
Q37	大規模	自己利用面積	サッカー場等は、自己利用部分面積に含めてよいですか？	自己利用部分面積は、建築物の床面積により算定するため、対象となりません。
Q38	大規模 テナント	自己利用面積	スポーツ施設における利用者用更衣室は自己利用部分面積に含めることができますか？	一般消費者向けに、直接事業の用に供している部分であり、対象となります。

No.	対象	テーマ	Q	A
Q39	大規模テナント	自己利用面積	施設内に設置した利用者用ワーキングスペースは自己利用部分面積に含めることができますか？	当該施設の事業の用に直接供するために設置したものであれば、対象となります。 直接的にサービス等の提供を行わない休憩室（間仕切り等で区分された部分）等にあたる場合は、対象とはなりません。 また、ホテル等で宿泊者のみが使用する場合も対象とはなりません。
Q40	大規模テナント	追加加算	「テナント等を有する施設」に対する追加加算の算定の基礎とする「テナント・出店者」とは、どのような店舗等のことですか？	申請大規模施設内にあるテナント等の店舗のうち、Q4の要件を満たすテナント・出店者です。
Q41	大規模テナント	特定百貨店	「特定百貨店店舗」とは何ですか？	百貨店等において、その施設内の店舗の売上が一旦当該百貨店等に計上され、その後分配される契約形態をとっており、当該百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義で出店し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営んでいる店舗を指します。
Q42	大規模テナント	特定百貨店	「特定百貨店店舗」は、本協力金を個別に申請できますか？	申請できません。 なお、特定百貨店店舗1店舗あたりの協力金追加加算額については、最終的に百貨店等運営事業者から特定百貨店店舗に支払われることを想定しています。
Q43	大規模	映画館	映画館に係る追加加算における「上映減少率」とは何ですか？	以下の式により算出します。 ①要請期間中に営業時間短縮により上映できなくなった映画の回数 ②要請期間中に本来上映する予定であった映画の回数 ③上映減少率（①÷②）
Q44	大規模	映画館	映画配給会社への支給分は、映画配給会社から個別に申請が必要ですか？	映画配給会社への支給分は、委任を受けた映画館運営事業者が一括して申請、受領してください。 （委任状（別紙⑤）の提出が必要です。） なお、映画館運営事業者と映画配給会社の受領額は、あらかじめ取り決めておいてください。

No.	対象	テーマ	Q	A
Q45	大規模 テナント	映画館	<p>大型施設のテナントとして映画館（1,000㎡以上）を経営しております。面積の算定範囲として下記箇所について○（含む）、×（含まない）で教えてください。（劇場／映写室／客用通路（チケット確認後、劇場までの道）／トイレ／多目的トイレ／ロビー／EVホール／非常用通路／事務所、バックヤード、飲食業を行う面積）</p> <p>また、劇場に対しては別途、スクリーン×2万円の支給という認識でよいですか？</p>	<p>映画館は、大型施設のテナントであっても、床面積が1,000㎡を超える場合は、大規模施設として扱われます。</p> <p>大規模施設に該当する映画館の運営事業者には、自己利用部分面積に係る協力金のほか、映画を上映することとしている常設のスクリーンごとに2万円/日の協力金が支給される計算となります。なお、1,000㎡以下の映画館でテナントとして入居している場合は、スクリーンごとの加算はありません。</p> <p>自己利用部分面積に含む範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・劇場○ ・映写室× ・客用通路（チケット確認後、劇場までの道）○ ・トイレ× ・多目的トイレ× ・ロビー○ ・EVホール○ ・非常用通路× ・事務所、バックヤード、飲食業を行う面積× <p>* 映画館運営事業者及び映画配給会社のそれぞれが、支給対象となります。</p>
Q46	大規模 テナント	映画館	<p>大規模施設のテナントであるが、店舗面積が100㎡を下回っています。協力金は支給されませんか？</p>	<p>テナントの店舗面積が100㎡未満の場合は、100㎡とするとされており、1日あたり2万円の協力金が支給される計算となります。</p>